

報告第1号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年3月1日提出

天理市長 並 河 健

専決第18号

専 決 処 分 書

令和3年11月25日午前11時頃桜井市桜井173番地先の市道北新町線上で発生した物損事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

令和3年12月22日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 31,350円